

災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）と広島県冷凍空調工業会（以下「乙」という。）は、災害時における空調設備等の応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における空調設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、防災拠点となる施設（県・市町村庁舎、警察署、消防署及び災害拠点病院）及び指定避難所における応急対策業務において必要と認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書又は口頭で行うものとし、口頭で要請を行う場合は、乙に対して速やかに文書で要請するものとする。

（協力の内容）

第3条 応急対策業務の内容は次のとおりとする。

- 1) 可搬式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風機等、施設への設置工事を伴わないもの。）の設置
- 2) 可搬式発電機の設置
- 3) 空調設備の機能回復
- 4) 固定式空調設備の設置
- 5) その他必要と認める業務

（協力の実施）

第4条 乙は乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

2 乙は、前項の措置の状況を甲に文書又は口頭で回答するものとし、口頭で回答を行う場合は、甲に対して速やかに文書で回答するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく第3条の応急対策業務の実施に要する費用は甲又は甲の要請に基づき乙の協力を受けた者の負担とする。

2 前項の費用の算出については、災害発生直前の適正な価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第7条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各その1通を保有するものとする。

平成27年3月30日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯崎英彦



乙 広島県西区三篠町二丁目4番1号

広島県冷凍空調工業会

代表者 理事長 宮本 正

